

熊本市消費者センター×熊本市現代美術館

令和3年度熊本市高校生消費者啓発ポスターコンテスト募集要領

- 1 趣 旨 令和4年（2022年）4月から成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられます。成年に達すると消費者としても「権利」と「責任」を負うことになり、万一契約トラブルが起きた場合も、契約者本人が責任をもって対処しなければなりません。中には、社会経験の少ない若者を狙う悪質な事業者もあります。
消費者としての意識や知識を今のうちに身につけ消費者被害を未然に防ぐことが一層重要となるため、若者への消費者啓発の一環として、高校生の感覚をもって若者に訴求するポスターのコンテストを実施するものです。
- 2 テー マ 若者の消費者トラブルをテーマとした作品
（題材例）～トラブルの実態を知っていますか？～
～18歳から大人！契約はしっかりと考えて～
～気を付けよう、定期購入の落とし穴～ など
- 3 応募資格 令和3年度熊本市内の高等学校に在籍する生徒
（上記資格を満たすグループでの応募も可）
- 4 募集期間 令和3年8月23日（月）から9月17日（金）午後5時まで（郵送の場合は午後5時必着）
- 5 提出方法 各学校で取りまとめのうえ応募（個人での応募は不可）
- 6 作品規格 ・ B3サイズ（横364mm×縦515mm）
・ タテ描きのみ
・ 画材は色鉛筆・絵の具等自由（パソコンの使用も可）
・ 造形的表現で訴えるものとし、作品テーマその他の文字を入れないこと
・ 特定のキャラクター、企業名、商品名等をイメージさせるものは使用しない（ただし、熊本市消費者センターの広報キャラクター「シヨータくん」等の使用は可）
・ 作品ごとに必要事項を記入した別紙応募票を作品の裏面に貼付

- 7 選考方法 熊本市消費者行政推進委員会委員及び熊本市現代美術館長（又は副館長）による選考を実施
- 8 表 彰 最優秀賞1点、優秀賞3点を選定（熊本市長名による表彰）
※最優秀賞作品は、ポスター化し翌年度の消費者月間中に市関係部署（熊本市役所本庁、各区役所、総合出張所、出張所）に掲示予定
- 9 結果発表 入賞の結果は、入賞者の学校長に通知するとともに、熊本市ホームページにて発表

10 作品及び個人情報の取り扱い

- ・応募作品は自作で未発表のものに限ります。また作品の著作権及び使用権をはじめとする一切の権利は熊本市消費者センターに帰属するものとします。
- ・作者は応募作品について、作品の枠外にテーマや相応しいコピー等文字を入れ、熊本市ホームページや熊本市消費者センターが制作する啓発物品等に掲載するなど、消費者教育や啓発に資すると熊本市消費者センターが認めた各種広報に無償で使用することを承諾するものとします。
- ・個人情報は、所属高校、氏名のみを審査・発表・印刷物（ポスター等）への記載に使用します。
- ・第三者の権利を侵害しているものは審査の対象外とし、優秀作品選定後であっても、その旨が判明した場合、無効とします。また第三者の権利を侵害したことで発生したトラブルはすべて応募者側の責任となります。
- ・作品の制作や応募等にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・応募作品は返却しません。
- ・本募集要領に取り決めのない事項については、熊本市消費者センターの判断により決定します。

11 応募先・問い合わせ先

【熊本市消費者センター】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 市役所別館（駐輪場）5階

TEL：096-353-5757 FAX：096-353-2501 担当：西、小川

令和3年度熊本市高校生消費者啓発ポスターコンテスト 審査要領

- 1 審査員
 - ・審査員は熊本市消費者行政推進委員会委員及び熊本市現代美術館館長（又は副館長）とする
 - ・審査員長は、審査員の互選により決定する
- 2 表彰区分 最優秀賞1作品、優秀賞3作品
- 3 選考基準 消費生活や消費者トラブルを取り扱った内容であること
- 4 評価基準
 - ・作 品 … 高校生らしい自由で豊かな発想のものか
 - ・着眼点 … 独創性、創造性があるか
 - ・発展性 … 今後、若者の消費者教育の啓発に結びつく内容か
 - ・理解度 … 当事者として若者の消費生活や消費者トラブルを理解しているか
- 5 選考方法 予備審査
 - ・熊本市消費者センター所長が推薦する者が、応募作品の中から、募集要領に定める作品規格を満たさない作品を除外し、選考対象作品を選出一次審査
 - ・熊本市消費者行政推進委員会委員の合議により選考対象作品の中から、10作品を選出二次審査
 - ・一次審査で選出された10作品の中から、熊本市現代美術館館長（又は副館長）が最優秀賞1作品、優秀賞3作品を決定する

熊本市高校生消費者啓発ポスターコンテスト 審査表

○趣旨、募集テーマにつきましては、別添「令和３年度熊本市高校生消費者啓発ポスターコンテスト募集要領」を参照ください。

○選考基準、選考評価等につきましては、別添「令和３年度熊本市高校生消費者啓発ポスターコンテスト審査要領」を参照ください。

○選考対象作品（全 81 作品）の中から、上位 10 作品を選出し、作品左上の番号を下記へご記入ください。

1.	2.	3.	4.	5.
----	----	----	----	----

6.	7.	8.	9.	10.
----	----	----	----	-----

熊本市消費者行政推進委員の皆様による一次審査により上位 10 作品を選出後、熊本市現代美術館館長（又は副館長）が最優秀賞 1 作品、優秀賞 3 作品を決定します。